

学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針



栃木県教育委員会

令和2年5月26日

1 基本的な考え方

令和2年5月14日に国の緊急事態宣言の対象区域から本県が外れたことを受け、本県では、5月31日までとしていた県立学校の臨時休業を5月24日までに短縮することとした。これにより、5月25日から31日までの期間は、引き続き各学校の計画に基づく分散登校を行い、6月1日以降においては、通常登校とし授業を実施する。なお、特別支援学校については、特別支援教育室と相談の上、各学校の実情を踏まえた対応とする（5月15日付け高教第200号「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の臨時休業の短縮について（通知）」）。

文部科学省では、緊急事態宣言の対象から外れたとしても、「学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じる必要はあるが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要」であり、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながらか教育活動を進めていくことが大切である」としている（5月15日付け2文科初第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」）。

本県としても、こうした考え方を踏まえ、学校再開後の教育活動に関する基本的な考え方を次の3点に集約する。

- | |
|--------------------------------|
| ① 本県の警戒度に応じて、適切な教育活動を実施すること |
| ② 感染症対策を講じながら、最大限の学びの保障を実現すること |
| ③ 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行うこと |

2 本指針の作成方針

本県では、緊急事態宣言の解除を受け、県内の感染拡大状況を判断するため、次表のとおり、本県独自の指標を設定し、各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、感染防止対策の対応レベルを総合的に判断することとしている。

<本県における警戒度に関する判断基準>

	指標	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
感染 状況	1週間当たり新規感染者数 (直近1週間)	10人超	10人以下	5人以下
	検査陽性率 (直近1週間)	7%超	7%以下	3%以下
医療 提供 体制	病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下
	重症病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下

← 高 警戒度 低 →

なお、各指標は、県ホームページにおいて毎日更新をして情報を提供しており、5月25日現在の本県の警戒度は「感染観察」レベルとなっている。

この警戒度に応じた行動基準として、県立学校の臨時休業や分散登校等については、以下の対応を基本とする。

警戒度	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
対応	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

いずれの警戒度においても、学校において感染症対策を講じることに変わりはないが、本指針では、「通常登校」における教育活動を想定して作成した。今後、県内感染状況の総合的な判断としての警戒度が変化した場合、上表のとおり、分散登校等に移行することも考えられるが、分散登校等の場合、基本的には「臨時休業中の学校運営に関する県立学校の指針」（栃木県教育委員会、令和2年5月8日）によるものとする。

一方、文部科学省では、令和2年5月22日付で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を公表し、そこでは、「学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断する」として、次のとおり、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を作成した。

<「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準>（文部科学省作成）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 （自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 （最低1m）	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔 を取ること	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

上表の「レベル3」～「レベル1」のどのレベルに相当するかは、児童生徒及び教職員の生活圏における感染状況に基づき、令和2年5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言における地域区分（①特定（警戒）都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察

都道府県)を参考に判断することとしている。

本県では、5月25日現在、県の警戒度が「感染観察」レベルとなっており、上表の行動基準に当てはめると、「レベル1」相当であると判断する。したがって、本指針で示す学校の教育活動は、上表の「レベル1」を踏まえることを基本とする。ただし、「感染リスクの高い教科活動」(室内近距離の合唱、調理実習、近距離で接触する運動など)や「部活動」等については、通常登校とはいえ、感染リスクを慎重に見極めながら徐々に教育活動を再開するという観点から、学校再開後間もない時期(概ね6月末までを想定)においては、「レベル2」の留意事項を踏まえることとする。7月以降、本県の警戒度が「感染観察」レベルで推移している状況であれば、「レベル1」の留意事項を踏まえた教育活動に移行する。

各学校におかれては、本指針に基づき、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、本県の児童生徒の健やかな学びを保障していただきたい。

3 学校における教育活動の再開に向けて

(1) 教育課程の実施

県立学校は、臨時休業中における分散登校から段階的に教育活動を再開し、6月1日以降、通常登校を始める。通常登校では、年度当初に各学校が編成した週の時間割に基づく授業を行うことを基本とする。各学校の教育課程内の教育活動には、各教科・科目、総合的な探究(学習)の時間、特別活動等があり、これらを年間行事計画や週の時間割に位置付けて実施することになる。

臨時休業後の学校再開に当たっては、各学校の教育目標を踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、教育課程を実施する。

<教育課程実施上の留意事項>

- ① 学習指導要領で定められている年間授業週数(全日制課程においては、各教科・科目、ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする)の確保を原則とする。なお、教育計画の見直し上、相談がある場合は、高校教育課に連絡する。
- ② 学習内容を補充すること等を目的に一日当たりの授業コマ数を増やすため、学校再開の初期段階において、授業の1単位時間を45分や40分などと短くすることは、期間限定で実施される場合には許容される。
- ③ 夏季休業は、従前からの長期休業弾力化により、学校ごとにその期間は様々であるが、令和2年度に限って、各学校の年度当初計画より夏季休業日数を2、3週間程度短縮し、10～15日の範囲で授業日を確保する。
- ④ 代休を設けない授業日として土曜授業を実施することについては、詳細が決定次第、県教育委員会から各学校へ追って連絡する。

(2) 授業の指導計画の立案

臨時休業が続き、授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、各学校では可能な限りの措置を講じる。

<授業計画立案上の留意事項>

- ① 個別面談、家庭学習課題の成果、単元テストの実施等により、児童生徒の学習内容の定着度を確認した上で、授業の指導計画を立てる。
- ② 家庭学習で扱った学習内容のうち、定着度が高いと認められるものについては、授業で繰り返し扱わなくても良い。ただし、定着が不十分な児童生徒に対しては、別途課題を追加したり補習をしたりするなど、個別に丁寧な指導をする。
- ③ これまでの指導方法を見直し、家庭学習で行うことのできる内容（習熟を図る反復学習など）は、授業時間内で扱わないなどの工夫も検討する。
- ④ 年度当初の学習指導においては、「学びに向かう集団づくり」が大切であるが、臨時休業によって、そのような集団づくりが不十分であったことを踏まえ、導入期に必要な指導の充実に配慮する。
- ⑤ 各学年で開設されている各教科・科目等の履修は、年度をまたぐことなく、当該年度内で所定の単位数の履修が完了するように授業計画を立てる。
- ⑥ 令和元年度末の臨時休業により未指導となっている事項については、次の例を参考に、適切に補充する。
 - (ア) 令和2年度の教育課程内において、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に扱う。
 - (イ) 教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する。
 - (ウ) 適切な家庭学習を課し、学校において学習状況を把握した上で、定着が不十分な児童生徒に対して、個別に補習を実施する。 など

(3) 学習指導と評価の工夫

学習指導と評価は一体的なものであり、学習指導をする際には、学習内容だけではなく、「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識し、評価規準や評価方法等を明確にすることが大切である。また、評価は、いわゆる定期テストの結果のみをもって行われるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法等を工夫して行われるものである。

したがって、今回、多くの学校で5月の中間テストを実施できない状況が見られるが、学校再開後の6～7月の授業を計画する中で、授業担当者間で評価の場面や方法等について共通理解を図り、学習の過程や成果を適切に評価する。そして1学期末の段階において、いわゆる総括的評価として、各科目の成績（評点や評定など）を算出できるよう工夫する。

なお、今回臨時休業中に各学校が課した家庭学習の課題については、その学習状況や成果を確認し、当該科目等における学習評価に反映することができる。

(4) 学校行事の見直し

学校教育は、児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、協働的な学び合いの中で行われるものである。このような学校教育ならではの学びを保障する意味にお

いて、よりよい人間関係を形成する態度を育成することなどを目的とする学校行事の果たす役割は大きい。

学校行事の見直しに当たっては、こうした学校行事の意義を踏まえ、まずは、実施に向けた様々な工夫等をあらゆる角度から検討することが基本である。その上で、それでもなお、感染症対策が十分行えない、代替案が実現困難、臨時休業の影響による準備不足等の理由をもって、延期や中止の判断をすることはやむを得ない。

＜学校行事見直しの留意事項＞

- ① 修学旅行、合宿等の宿泊を伴う行事は、集団で長時間過ごすことの回避が難しく、現状では感染リスクを低減することが困難なことから、延期も含め慎重に検討する。
- ② 宿泊を伴わない校外活動については、行き先の感染リスクを確認した上で、「3つの密」を避けた工夫を検討する。なお、バス等による移動を伴う場合には、車内の換気に十分留意するとともに、マスクを着用し、密集せず余裕をもった座席の確保を検討する。
- ③ 児童生徒又は保護者を体育館（講堂）に集めて実施する集会等の行事は、児童生徒等の間隔を十分にとるなどの対策を講じる。体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努め、児童生徒の密集を避けるなど「3つの密」を回避する。特に、入退場の場面では、時間をずらすなど密集場面をつくらぬ工夫をする。また、儀式的行事などについては、校内放送による各教室での実施も考えられる。
- ④ 球技大会、マラソン大会等の体育的行事については、体育の授業や運動部活動の実施上の留意点に準じた感染症対策を講じた上で、実施できる内容を検討する。応援やイベント的な内容は、集まる人数や「3つの密」を回避するための方法を十分検討し、実施困難な場合には、延期又は中止とする。
- ⑤ 文化祭、学校祭等の文化的行事については、外部から不特定多数が集まるイベント（一般公開など）は行わない。校内のみで実施する場合は、③④に準じて内容の工夫を検討する。その際、調理や会食を伴う活動は実施しない。
- ⑥ 就業体験活動（インターンシップ）等については、感染症の影響により企業等の確保が困難な場合は中止とする。中止の場合は、キャリア教育の観点から、就業体験に代わる学習機会を検討する。

（5）情報通信技術（ICT）の活用

児童生徒が長期にわたって授業を受けられない中、ICTを活用した学習支援の取組が進められてきた。これらのノウハウを学校再開後においても継承、蓄積し、各学校間で実践事例を共有していくことが重要である。さらに、再開された授業においては、タブレット端末等のICT機器を有効に活用し、新たな学びのスタイルに向けた検討を継続し、授業改善に役立てる。

また、授業動画（YouTube等）やオンラインによる双方向授業（Zoom等）などは、学校再開後においても、学校における授業と併用して活用することが考えられる。加えて、今後感染症拡大の第2波が来た場合、臨時休業や分散登校における学習支援として、有効に活用できるよう備えることも必要である。

4 学校における感染症対策の徹底

本県の警戒度が「感染観察」レベルであったとしても、感染リスクはゼロではないという認識に立ち、学校における感染症対策を徹底することが重要である。各学校においては、本県作成の「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」（令和2年5月15日 栃木県教育委員会）を全ての教職員に周知徹底し、校内での共通理解の下、学校再開後の教育活動を行うことが求められる。その際、各学校における感染症対策の取組を各家庭にお知らせするとともに、保護者の理解や協力を得ることに努める。

また、文部科学省が令和2年5月22日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を公表しているの、これに基づき、

（1）基本的な感染症対策、（2）「3つの密」を避ける取組について、以下に示す。なお、この文部科学省作成のマニュアルは、令和2年5月時点での最新の知見に基づくものであり、今後新たな情報や知見が得られた場合は随時見直しを行うとのことである。

（1）基本的な感染症対策

次に示す①～⑦の基本的な感染症対策は、本県の警戒度がどのレベルであっても、取り組むべきものである。

<感染源を絶つために>

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。この場合、欠席扱いにせず、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ② 登校時に児童生徒の検温結果及び健康状態を把握する。家庭で検温してこなかった児童生徒は、保健室等で検温をする。
- ③ 発熱等の風邪の症状がみられる場合、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養させる。なお、保健室には外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう、別室等を用意する。

※学校における集団感染のリスクを低減させる上で、登校時の児童生徒の健康観察は極めて重要。発熱等がありながら、学校で過ごすことのないよう上記の措置を徹底する。このことは、教職員も同様である（本指針の6）。

<感染経路を絶つために>

- ④ 外から校舎内に入る時、トイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを徹底する。手指用の消毒液は補助的に用いることとし、基本的には流水と石けんとする。
- ⑤ 咳エチケット（咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を徹底する。咳やくしゃみを手でおさえない。
- ⑥ 多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭する。
- ⑦ 用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをする。

(2) 「3つの密」を避ける取組

「3つの密」とは、「換気の悪い密閉空間（密閉）」「多数が集まる密集場所（密集）」「間近で会話や発声をする密接場面（密接）」という3つの条件を指す。

<「密閉」の回避>

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて行う(授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はない)。空調利用時においても換気は必要である。

<「密集」の回避>

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)を空けることを推奨する。また、警戒度「感染観察」レベルにおける通常登校では、1教室に40人程度を入れてよい。その際、教室内の児童生徒の間隔は、1mを目安に最大限の間隔をとることとするが、一律にこだわるのではなく、マスクの着用と換気を組み合わせるなどにより、柔軟に対応する。

<「密接」の回避>

児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。近距離での会話や発声等の際は、マスクの使用を徹底する。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、マスクを外す。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。

(3) 学校生活の場面ごとの留意事項

登下校

- ① 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、できるだけ会話を控え、大声での会話はしない。また、顔をできるだけ触らず(触った場合は顔を洗う)、降車後は速やかに手を洗う。
- ② 自転車や徒歩の場合は、密接とならないようにする。
- ③ スクールバスでの登下校に際しては、乗車前に教職員等が児童生徒の健康状態を確認する。
- ④ 校門や昇降口等での密集が起こらないよう配慮する。

休み時間・昼休み

休み時間中は、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させ、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

- ① 会話をする際には、一定程度距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- ② 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食中は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの対応をとる。

清掃活動

- ① 換気のよい状況で、マスクを着用した上で行うようにする。
- ② 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにする。
- ③ 清掃時に消毒を行う場合には、多くの児童生徒が触れる場所(ドアノブ、手すり、

スイッチなど)の消毒を行う。

部活動

別に定める「部活動実施に係る対応マニュアル」による。

学校図書館

図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。また、放課後等における自習等のスペースとして利用させる場合には、基本的な感染症対策や「3つの密」を避ける取組を徹底する。

(4) 感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動

次表において、◎の学習活動は、感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動である(このうち★が付してあるものは特にリスクが高い活動)。◎の学習活動は、学校再開後間もない時期(概ね6月末までを想定)には、表中の(対応例)を参考にリスクの低い活動から徐々に実施することとする。7月以降、本県の警戒度が「感染観察」レベルで推移している状況であれば、可能な限り感染症対策を行った上で◎の活動を実施する。

また、次表中の○は、当該教科における基本的な感染症対策として、警戒度のレベルによらず、授業担当者が留意すべき事項である。

教科	感染のリスクが高い活動(◎)とその対応例
共通	◎★児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等 ◎★近距離で一斉に大きな声で話す活動
理科	◎児童生徒が密集するような演習実験 ◎児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察 (対応例)資料などを基にした実習で代替したり、探究のプロセスの一部について学習したりとするなど、工夫を行う。 ○実験・観察における器具の扱いについては、使用後の洗浄や消毒を徹底する。例えば、1台の顕微鏡を複数の児童生徒が使用して観察を行う場合、使用する児童生徒が変わるたびに接眼レンズ等を消毒綿で拭き取るなどの措置が考えられる。
保健 体育	◎★児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動 (対応例)年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。 ◎★児童生徒が密集する運動 (対応例1)個人や少人数で、密集せず距離を取って行うことができる活動になるよう工夫する。 (対応例2)可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫をする。

	<div data-bbox="459 219 1369 539" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(対応例 1) バレーボール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士の距離を十分にとったパス練習 ・サーブ練習など個人で行える練習 ・その種目に必要な体力の高め方について理解する学習活動 ・ICT等を活用して、作戦や戦術について思考する学習活動 <p>(対応例 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業での気づきを、集合して発表するのではなく、ホワイトボードや付箋紙を使って伝達する。 ・やむを得ず集合させる場合は前後左右の間隔を開ける。 </div> <p>○更衣室等の使用に際しては、時間差で使用するなど、「3つの密」が同時に重ならないよう配慮する。</p> <p>○学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（5月22日付け高教第219号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○水泳の授業を実施することは差し支えないが、密集・密接の場面を避けるなど、「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（5月25日付け高教第231号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○運動不足になっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。</p> <p>○授業の前後に手洗いを徹底する。</p>
音楽	<p>◎★室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏</p> <p>(対応例 1) 年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。</p> <p>(対応例 2) 個人や少人数で、密集せず距離を取って行うことができる活動になるよう工夫する。</p> <div data-bbox="459 1339 1369 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(対応例 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止のため、向かい合って発声、楽器演奏等をしない。 ・歌唱を行う際は、児童生徒間の十分な距離を取り、こまめな換気を行う等の十分な感染拡大防止のための対策を講じることを前提として、できるだけ少人数での活動となるよう活動内容を工夫する。 ・リコーダーの演奏については、個人の楽器を使用し、歌唱と同様に児童生徒間の十分な距離を取り、こまめな換気を行う等の対策を講じた上で行う。唾は使い捨ての紙や布等で適切に処理する。 </div> <p>○活動中はマスクを着用する。なお、マスクを着用したまま発声等をする場合、児童生徒が息苦しさを感じることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。</p> <p>○ギターやキーボード等の楽器をやむを得ず共用する場合は、除菌シートや楽器用クリーナー等で使用前後の消毒・清掃を適切に行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、授業の前後に手洗いを徹底させる。</p>

美術 工芸 書道	<p>◎児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動</p> <p>○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p>
家庭	<p>◎★児童生徒同士が近距離で活動する調理実習 (対応例1) 年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。</p> <p>○調理実習における感染症対策としては、換気、マスク着用、手洗いの徹底などのほか、試食の際は、向かい合わず前向きで行うなど、飛沫が飛ばないように工夫する。</p> <p>○被服実習については、対面での作業を行わない。</p> <p>○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p>
農業 ・ 水産	<p>○道具等は可能な限り人数分を準備する。道具等を共用する場合は適切に消毒等を行い、授業の前後に手洗いを徹底させる。</p> <p>○温室での実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、窓を開放する等の換気を行う。</p> <p>○食品製造の実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、生徒間の距離を保つ。また、適切な換気を行う。</p>
工業	<p>○施設・設備の消毒を徹底し、可能な限り実習道具の共用を行わない。</p>
情報 ・ 商業	<p>○情報機器を使用する場合は、授業の前後に手洗いを徹底する。</p> <p>○対面による販売実習については、本指針3の(4)「学校行事の見直し」に準じて検討する。</p>
福祉	<p>◎★身体の接触を伴う実習</p>
総合的な探究の時間	<p>○外部専門家等による講義等や探究活動においてフィールドワークを実施する場合は、本指針3の(4)「学校行事の見直し」に準じて検討する。</p>

(5) 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

- ① 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒は、重症化するリスクが高い場合があるので、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。また、学校では、受け入れ体制を含め、学校医等にも相談する。登校すべきでないと判断された場合、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ② 特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

(6) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得よう努める。その上で、新型コロナウイルス感染症については、現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いをすることができる。

5 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

これまで経験したことのない長期にわたる学校の臨時休業や外出の自粛は、児童生徒の心身の発達に少なからず影響を与えていると考えられる。学校再開後においては、児童生徒の心身の状況を把握し、これまで以上にきめ細かな指導を行う必要がある。家庭での生活が長期化したことによって、家族との関係や本人の日常生活などに著しい変化がなかったか、あるいは学校生活にうまく適応することができているか等、個別の面談等を通してその状況を把握し、教職員間で情報を共有しながら早期の対応に努める。その際、進学や就職の準備が遅れていることへの不安、思うように学習が進まないことへの焦り、部活動の大会が中止となってしまったことに対する喪失感、感染症にかかるかもしれないという不安など、通常とは異なる環境下にある児童生徒への配慮に留意する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものである。このような偏見や差別が生じないよう適切に指導する。

なお、必要に応じて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実を図る。

6 教職員の感染症対策

教職員は、自らが感染源や感染経路とならないよう、日頃から「新しい行動様式」の実践に努め、学校においては、率先して基本的な感染症対策に取り組むことが求められる。同時に、体調を崩している教職員がそのことを言い出せない、体調不良を理由に休むことに後ろめたさを感じる等の職場の雰囲気になっていないか、管理職を中心に職場環境に留意する必要がある。

(1) 健康管理

毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組む。また、出勤時に、教職員の健康チェックができるようなシステムを構築するなど、教頭等が工夫して教職員一人一人の健康状態を把握し、発熱等の風邪の症状のまま、教育活動に関わることをしないようにする。

また、授業も含め勤務中は、飛沫を飛ばさないよう、基本的にマスクを着用することが望ましい。

(2) 職場における感染症対策

- ① 職員室等の換気は、教室に準じて適切に行う。
- ② 職員室等における勤務は、可能な限り他者との間隔を空ける。
- ③ 会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ④ 職員室等において共用する機器の消毒を適切に行う。
- ⑤ 職員会議や打合せ等は、時間の短縮や参加人数の削減に努める。